令和６年度第１回

浜　松　市
障害者施策
推進協議会

会議資料

CONTENTS

▶ 議事１　第３次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について（総括）・・・・・・１ページ

▶ 議事２　第６期浜松市障がい福祉実施計画及び第２期浜松市障がい児福祉実施計画の
進捗状況報告について （総括）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１ページ

▶ 議事３　障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について・・・・・・・・・３３ページ

報告事項

１　浜松市重度障害者等就労支援特別事業について・・・・・・・・・・・・・・ ３８ページ

２　浜松市重度訪問介護利用者大学修学支援事業について・・・・・・・・・・ ４０ページ

１　第３次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について（総括）

基本理念

「支え合いによって
住み慣れた地域で
希望を持って
安心して暮らすことが
できるまち」

基本目標

Ⅰ　地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進
Ⅱ　自己決定と自己選択の尊重
Ⅲ　地域生活を支えるためのサービス提供基盤のさらなる充実
Ⅳ　ともに支え、ともに暮らす地域でつながる”輪“づくり

計画期間　平成３０年度～令和５年度

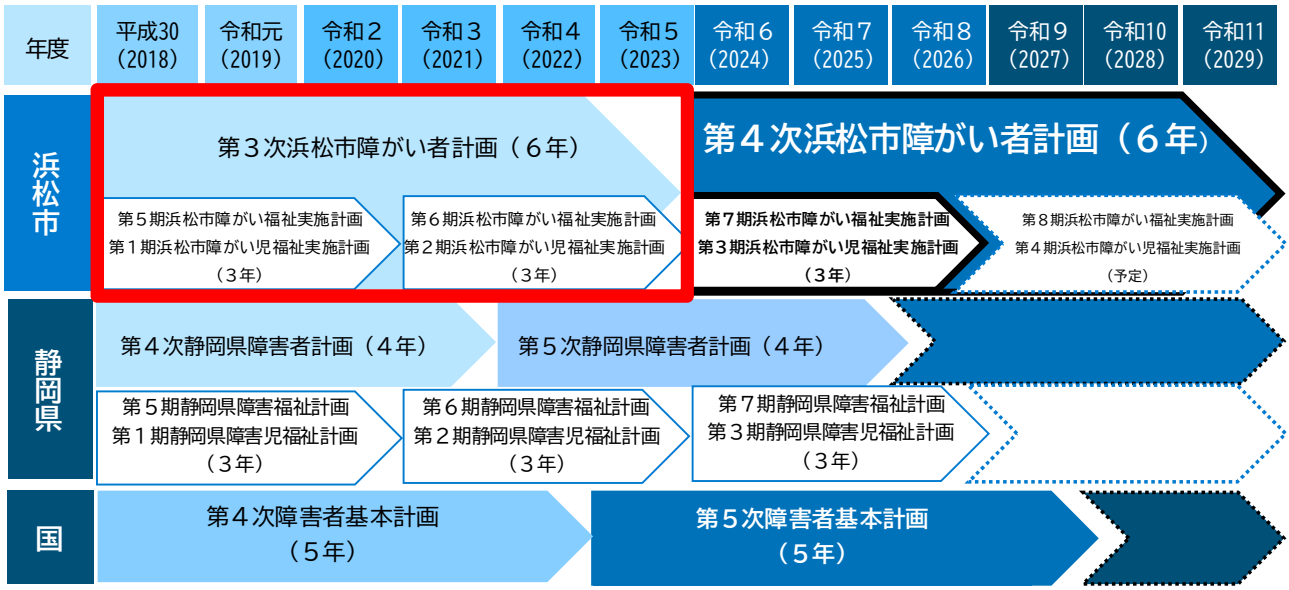

計画の体系

計画の基本理念である“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”のもと、４つの基本目標と５つの重点施策、８つの分野別施策を定め総合的かつ計画的に推進します。

基本理念

支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち

重点施策

1　差別の解消・権利擁護の推進
2　相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実
3　地域生活への移行に向けた体制整備
4　地域における防災対策の推進
5　教育機関等と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化

基本目標	分野別施策	
Ⅰ 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進	1 理解促進	（１）障がいに対する理解促進 （２）人材育成と活動支援
	2 生活支援	（１）差別の解消・権利擁護の推進 （２）相談支援体制の充実 （３）地域生活への移行の促進 （４）地域生活支援の充実 （５）経済的な支援
	3 保健・医療	（１）保健・医療、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝの充実 （２）精神保健福祉の推進
	4 生活環境	（１）福祉のまちづくりの推進 （２）防災対策の推進
	5 療育・教育	（１）早期発見・早期療育の推進 （２）発達支援教育の推進 （３）放課後等の支援の充実 （４）卒業後の自立に向けた支援
	6 雇用・就労	（１）就労支援と雇用促進 （２）福祉就労に対する支援
	7 情報・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	（１）情報提供の充実 （２）ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ保障の推進
	8 社会参加	（１）外出支援 （２）地域活動への参加の促進 （３）ｽﾎﾟｰﾂ・文化活動、余暇支援
Ⅱ 自己決定と自己選択の尊重		
Ⅲ 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の更なる充実		
Ⅳ ともに支え、ともに暮らす地域でつながる“輪”づくり		

※基本目標、重点施策・分野別施策の番号は優先順位を表すものではありません。

（１）差別の解消・権利擁護の推進

①障がいを理由とする差別の解消の推進

【計画目標】

障がいを理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者への啓発を進めるとともに、職員に対しても、職員対応要領に基づき適切に対応するための研修を実施します。

また、地域における差別に関する相談等について、障害保健福祉課や各区の社会福祉課の相談窓口における対応に加えて、情報共有や差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に進めるため、障害者差別解消支援地域協議会を運営します。

【R5 主な実績】

項目	H30	R１	R２	R3	R4	R5
市民及び事業者への啓発 出前講座等での周知啓発	実施	実施	実施	実施	実施	実施
職員研修の開催	１回 参加者 45 人	１回 参加者 24 人	１回 参加者 25 人	１回 参加者 ７人	１回 参加者 13 人	１回 参加者 16 人
相談窓口での対応	３件	７件	４件	５件	９件	６件
地域協議会の開催 ※浜松市障害者施策推進協議会への報告	１回	１回	１回	１回	１回	１回

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

・職員研修では、窓口対応職員及び指定管理者等を対象に開催し、障がいの理解促進を図ることができました。

・障害者差別解消支援地域協議会では、相談事例や合理的配慮の好事例の共有及び普及・啓発の取り組みの共有を図ることができました。

② 成年後見制度利用支援の促進

【計画目標】

成年後見制度とは判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するため、本人のための法律行為又は本人による法律行為を助ける人を選任する制度です。成年後見制度を利用したくても、家庭裁判所への申し立てを行う親族がいない等の理由で制度を利用できない人を支援するため、家庭裁判所へ市長申し立てを行います。また、後見人報酬の費用負担が経済的に困難な人に対して助成を行います。

市民後見人の育成や中核機関を中心とした地域連携ネットワークの構築によるチーム支援等、制度利用の支援体制の強化について、弁護士・司法書士等の専門職や関係団体と協議し、制度の利用促進を図ります。

【R5 主な実績】

項目	H30	R１	R２	R3	R4	R5
家庭裁判所へ市長申し立ての実施	3 件	9 件	7 件	6 件	4 件	10 件
後見人報酬に関する助成	47 件	65 件	74 件	80 件	99 件	91 件
市民後見人養成講座の開催	-	受講者 4 人	コロナ対応のため未開催	受講者 2 人	受講者 2 人	受講者 3 人
専門職や関係団体と協議（成年後見制度利用促進協議会等の開催）	4 回	5 回	5 回	4 回	4 回	5 回

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

関係機関からの成年後見制度市長申立の相談に応じ、必要に応じて申立を行いました。また、市民後見人の育成や中核機関を中心とした地域連携ネットワークの構築によるチーム支援等、制度利用の促進を図ることができました。

③　関係機関との連携による虐待防止の取り組み

【計画目標】

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、医師、弁護士、警察、福祉サービス事業者等の関係機関が出席し、虐待事例や対応状況について情報を共有し、意見交換を行う虐待防止連絡会の運営をはじめ、研修会や講演会の開催等、関係機関と緊密に連携し取り組みます。

【R5 主な実績】

項目	H30	R 1	R 2	R3	R4	R5
虐待防止連絡会の開催 （高齢者福祉課と合同開催）	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
高齢者・障害者虐待防止講演会 （主に施設従事者を対象としたもの）	1 回 参加者 180 人	1 回 参加者 179 人	1 回 （WEB） 参加者 100 人	1 回 （WEB） 参加者 145 人	1 回 （WEB） 参加者 144 人	1 回 （WEB） 参加者 121 人
連携研修（行政・障がい者相談支援センター職員を対象）	-	1 回 参加者 59 人	-	2 回 参加者 107 人	1 回 参加者 56 人	1 回 参加者 49 人
浜松市障がい者自立支援協議会権利擁護部会内における養護者虐待対応 WG （行政・相談支援センター・基幹相談支援センター職員にて構成）	-	-	5 回 開催 手引書 の作成	12 回 開催	8 回 開催	-

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応に関する虐待ネットワークの連携及び地域における関係機関等との協力体制の推進を図ることができました。

（２）相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実

①　基幹相談支援センターの設置と障害者相談支援事業所の再編

【計画目標】

障害者相談支援事業所への専門的な助言（スーパーバイズ）や相談員の人材育成を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

また、基幹相談支援センターを中核とした障害者相談支援事業所の有機的連携のもと、より効果的・積極的な相談支援体制を構築するため、障害者相談支援事業所を再編し、ニーズに対応できる相談支援体制や訪問支援（アウトリーチ）の充実等を図ります。

【R5 主な実績】

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
基幹相談支援センター						
専門的な助言	1,054 件	1,182 件	840 件	633 件	531 件	393 件
人材育成	主催研修 5 回、講師派遣等 9 回、ミニ研修 32 回	研修実施 28 回（相談支援の技術向上、障がい特性に対応した支援技術等）	研修実施 82 回（相談支援の技術向上、障がい特性に対応した支援技術等）	研修実施 87 回（相談支援の技術向上、障がい特性に対応した支援技術等）	研修実施 76 回（相談支援の技術向上、障がい特性に対応した支援技術等）	研修実施 61 回（相談支援の技術向上、障がい特性に対応した支援技術等）
相談支援事業所の再編	-	15 事業所	6 事業所	6 事業所	6 事業所	6 事業所

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

基幹相談支援センターを中核とした障害者相談支援事業所の有機的連携のもと、より効果的・積極的な相談支援体制を構築するため、障がい者相談支援事業所を 5 つに再編し、ニーズに対応できる相談支援体制の構築や訪問支援（アウトリーチ）の充実等を図ることができました。

② 地域生活支援拠点等の体制整備

【計画目標】

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、相談、一人暮らしの体験機会、緊急時の対応等、地域生活支援の提供の調整を基幹相談支援センターの機能とし、地域生活支援拠点等の体制を構築します。

【R5 主な実績】

項目	H30	R 1	R 2	R3	R4	R5
24 時間 365 日の相談支援体制を確保	147 件	138 件	187 件	290 件	139 件	72 件
介護者の緊急時における受入対応	22 件	18 件	18 件	21 件	9 件	11 件
各種研修の開催による人材育成	60 回	83 回	165 回	150 回	151 回	84 回
ひとり暮らし体験事業	-	-	-	2 件	4 件	6 件

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

地域生活支援拠点等検証委員会や障がい者緊急時対応事業ネットワーク会議、ひとり暮らし体験支援事業等の実施により、地域生活支援拠点等の体制の構築を図ることができました。

③ 相談支援専門員の育成

【計画目標】

相談支援専門員を対象とした研修について、研修の目的や方法、講師の選定を含めたあり方を改善することで、相談支援専門員の資質向上を図り、質の高いマネジメントを提供します。

【R5 主な実績】

・研修会の開催

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
研修テーマ	・性 ・ファシリテーション ・家族支援	・アセスメント ・障がい者家族への支援 ・強度行動障害	・相談支援専門員の役割 ・外国籍のケース支援 ・触法障がい者	・相談支援専門員の役割 ・地域福祉と相談支援 ・人間の性	・子どもと家庭の効果的なアセスメント ・意思決定支援について ・相談支援専門員に期待すること	・相談支援専門員の役割 ・ヤングケアラーの背景 ・当事者の語り
実施回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
受講者数	延べ 166 人	延べ 190 人	延べ 127 人	延べ 163 人	延べ 177 人	延べ 163 人

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

障がい者等の福祉サービス利用に質の高いマネジメントを提供するための研修を企画することにより、相談支援専門員の資質向上を図ることができました。

④ 浜松市障がい者自立支援協議会の効果的な運営

【計画目標】

障がいのある人に対する支援体制整備等の協議を行う場である、障がい者自立支援協議会について、区障がい者自立支援連絡会との連携を強化するとともに、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会、専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営し、地域課題の解決やニーズに応じた施策の検討を図ります。

【R5 主な実績】

市全体会、企画会議、専門部会、当事者部会及び浜松市障がい者相談支援センターの圏域ごとに設置しているエリア連絡会において、専門部会やエリア連絡会の活動報告をするとともに、地域課題の把握に向けた検討を行いました。

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

市全体会、企画会議、専門部会、当事者部会及び浜松市障がい者相談支援センターの圏域ごとに設置しているエリア連絡会を実施することにより、地域の障がい者等に関する支援体制の整備を図ることができました。

⑤ 浜松市発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」の運営

【計画目標】

浜松市発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」において、相談支援をはじめ、専門的な療育や日中活動の場、医療等、多様なサービスを総合的に提供することで、障がいのある人が、個人の尊厳を保ちながら、心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援します。

【R5 主な実績】

項目	H30	R 1	R 2	R3	R4	R5
運営日数	244 日	240 日	243 日	242 日	243 日	243 日
利用者数	157,399 人	161,166 人	158,302 人	161,554 人	156,637 人	160,370 人

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

新型コロナウイルス感染症による影響により、日常生活が大きく変化する中、変わらぬ支援を必要とするニーズに応え、障がい児・者とその家族への福祉の向上を図ることができました。

（３）地域生活への移行に向けた体制整備

①　支援体制の整備

【計画目標】

施設入所や精神科病院等に入院している人が地域生活への移行により、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、地域の支援者等との連携による支援体制の構築を図り、個別支援へとつなげます。

また、浜松市障がい者自立支援協議会の積極的な活用により、地域移行に関する課題の共有と解決に向けた検討を行い、より効果的な推進を図ります。

【R5 主な実績】

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会

代表者会議・・・地域包括ケアシステム構築の方向性や進め方を協議（開催回数２回）

企画会議・・・課題の抽出、整理、具体的な取り組みを検討（開催回数 12 回）

ワーキンググループ・・・精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援体制の検討

ワーキンググループ	実施内容
事例検討 WG （開催回数 12 回）	モニタリング会議：事例検討を実施した人について、検討後の支援状況についてモニタリングしました。 事例共有会：医療機関と相談支援機関の連携強化及び支援と役割の相互理解のため、事例共有会を開催しました。
ピアサポート WG （開催回数 12 回）	精神障がい者の地域生活への意向や自立に対して当事者の立場で寄り添い支援を行うピアサポーター活動の普及に向けて、ピア活動に関心のある人同士の交流や意見交換を実施しました。また、ピアと支援者の交流を目的とした市内ピア交流会を開催しました。
実態調査 WG （開催回数 11 回）	「精神科病院の退院時における地域援助事業者との連携状況」について、調査を実施しました。

・医療、保健、福祉の関係機関職員に対して「精神障害者の退院後支援～みんなで考えよう・つなげよう・退院後安心して暮らせるために～」をテーマに研修会を開催しました。

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

自立支援協議会地域移行部会において、精神科病院で事例検討を開催する等の活動をしてきました。令和 ２ 年度に「浜松市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会」を設置し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制を構築してきました。

② 個別支援の充実

【計画目標】

施設入所中や精神科病院入院中から、退所、退院に向けた地域移行支援を行うとともに、地域生活への移行後は地域定着支援によるフォローを行い、一人ひとりのニーズに応じた支援を充実させます。

【R5 主な実績】

項目	H30	R 1	R 2	R3	R4	R5
地域移行支援サービス利用	12 件 うち精神障害者 5 件	11 件 うち精神障害者 6 件	12 件 うち精神障害者 6 件	7 件 うち精神障害者 5 件	4 件 うち精神障害者 3 件	4 件 うち精神障害者 2 件
地域定着支援サービス利用	86 件 うち精神障害者 61 件	97 件 うち精神障害者 79 件	106 件 うち精神障害者 85 件	112 件 うち精神障害者 89 件	99 件 うち精神障害者 80 件	97 件 うち精神障害者 74 件

【評価（総括）：○（概ね達成）】

地域移行支援サービスの利用件数は年々減少傾向ではありますが、地域定着支援サービスの利用件数は毎年 100 件前後の利用で推移し、地域生活への定着が図られました。

（４）地域における防災対策の推進

①　災害時における支援体制の整備

【計画目標】

災害時に、障がいのある人の心身の状況や複合的に困難な状況に十分配慮した支援がなされるよう、福祉避難所の円滑な開設・運営や在宅避難者への支援等について、関係機関と連携した支援体制を整備します。

【R5 主な実績】

・福祉避難所の指定及び開設・運営マニュアルに基づき、令和 5 年度に開催した福祉避難所開設訓練を再構築して、福祉施設向けに研修動画を作成し、期間限定で YouTube「はままつ動画チャンネル」にて公開しました。

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

令和 3 年度に福祉避難所の指定及び開設・運営マニュアルの改正を行うとともに、研修動画の作成等により福祉施設への周知を図ることができました。

② 避難行動要支援者名簿の活用

【計画目標】

浜松市地域防災計画に基づき、本人の同意のもと避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供します。また避難支援等関係者に、災害時避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を促進します。

【R5 主な実績】

・要支援者に対して支援体制が構築されている割合（マッチング率）

項目	H30	R１	R２	R3	R4	R5
マッチング率	33.8%	40.5%	60.7%	72.1 %	80.0%	81.2%

・避難行動要支援者の同意者名簿を地域（自治会・民生委員）へ配付、試験的な個別避難計画作成の検討や福祉専門職との連携の具体化について、意見交換するなどの調整を行いました。

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

避難行動要支援者である障がいのある人の状況を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供するとともに、個別避難計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援体制を構築することができました。

③ 避難支援対策の推進

【計画目標】

災害時に、障がいのある人が安心して避難できるよう、地域の防災訓練への参加の必要性を周知し、訓練への参加を促進します。

また、災害時に適切な支援や配慮ができるよう、福祉施設と共同で防災訓練を実施し、そこで得た課題について福祉避難所や避難支援等関係者と共有します。

【R5 主な実績】

・地域の防災訓練への参加促進

項目	H30	R 1	R 2	R3	R4	R5
地域防災訓練で要支援者が参加している自主防災隊数	135 団体	84 団体	24 団体	54 団体	41 団体	37 団体
地域防災訓練での要支援者参加者数	818 人	479 人	253 人	439 人	187 人	290 人

【評価（総括）：△（一部実施）】

・福祉施設と共同で福祉避難所開設訓練を実施することにより、災害時の適切な支援や配慮等について確認するとともに、福祉施設との連携を図ることができました。

・新型コロナウイルス感染症等の影響により、地域防災訓練の参加者数は減少しており、自主防災隊と避難行動要支援者及びその関係者との関係の構築が課題となっています。

（５）教育機関等と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化

①　支援する職員・教員の資質向上

【計画目標】

児童発達支援センターや児童発達支援事業所の連絡会の充実を図り、センターの専門的支援のノウハウを広く提供することで支援内容の充実を図り、身近な地域で障がいのある子どもを支援することを目指します。

また、学校教育においては一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援が行えるよう教職員研修を充実し、障がい理解と適切な指導力の向上を図ります。

【R5 主な実績】

・保育所等巡回支援事業・保育所等訪問支援事業連絡会の開催

（対象）児童発達支援センター5 ヶ所及び保育所等訪問支援サービス実施事業所

項目	H30	R１	R２	R3
開催回数	４回	４回	４回	４回
一般園からの延参加人数	82 人	81 人	30 人	50 人

・保育所等巡回支援事業事例検討会の開催

（対象）児童発達支援センター5 ヶ所及び保育園等

項目	R4	R5
開催回数	４回	４回
一般園からの延参加人数	82 人	138 人

・児童発達支援事業所等連絡会

各事業所における実績報告や課題の共有を行ない、支援内容の充実を図った。

項目	H30	R１	R２	R3	R4	R5
開催回数	６回	５回	３回	６回	６回	６回

・幼稚園、小学校、中学校の教職員を対象とした発達支援に関する研修

項目	H30	R１	R２	R3	R4	R5
実施数	18 研修 延 25 回	21 研修 延 26 回	16 研修 延 18 回	18 研修 延 22 回	17 研修 延 21 回	16 研修 延 22 回
受講者数	1,204 人	1,271 人	993 人	1,548 人	1,491 人	1,495 人

・各研修の満足度（平均　85%）

項目	H30	R１	R２	R3	R4	R5
満足度	90%	90%	83%	83%	81%	85%

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

・保育所等巡回支援事業検討会について、令和 4 年度から事例検討会と業務検討会を別々に開催し、事業所が自主的に課題に取り組めるよう資質向上を図りました。

・事例検討会について、一般園職員からの参加も増加し、園と事業所の連携を図るとともに職員のスキルアップを図ることができました。

② 地域における支援の充実

【計画目標】

地域の保育所や幼稚園の職員のスキルアップや早期療育体制の強化を図るため、地域支援の提供を行う中核的な機能を持つ発達相談支援センター「ルピロ」や児童発達支援センターにより、 保育所や幼稚園等に対する支援を行い、できる限り身近な地域で子どもを育てられる環境づくりを進めます。

【R5 主な実績】

・保育士、幼稚園教諭等に対する研修

対象：幼稚園・保育園等職員、小学校放課後児童会支援員など

項目	H30	R 1	R 2	R3	R4	R5
実施数	6 研修 延 17 回	7 研修 延 18 回	6 研修 延 26 回	6 研修 延 21 回	6 研修 延 18 回	6 研修 延 14 回
受講者数	延 854 人	延 715 人	延 412 人	延 539 人	延 434 人	延 273 人

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

市内の保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童会等に勤務する職員に対し、発達障害に関する知識の普及を行うことにより、環境整備を図ることができました。

③　関係機関との連携の強化

【計画目標】

保護者をはじめ、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関と市役所関係各課が連携し、子どもの発達にかかわる情報を共有するとともに、発達障害者支援地域協議会を運営し、子どもや家庭に対するつながりのある支援の推進を図ります。

また、浜松市子育てサポートはますくノートやしずおかサポートファイル、サポートかけはしシートを活用することにより、各ライフステージにおいて子どもの情報を引き継ぎ、家庭と保健、福祉、医療、教育機関が連携した切れ目のない一貫した適切な支援を行います。

【R5 主な実績】

・発達障害者支援地域協議会の開催

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
開催回数（全体会）	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
開催回数（分科会）	3 回	1 回	1 回	2 回	1 回	0 回

・かけはしシート引継ぎ対象児数（児童発達支援事業所から小学校への情報提供）

項目	H30	R 1	R 2	R3	R4	R5
対象児数	193 人	239 人	237 人	281 人	271 人	291 人

・令和 5 年度はサポートかけはしシートを用いて、児童発達支援事業所から小学校へ 291 人の情報提供を行った。児童発達支援事業所の職員が小学校へ出向いて、対面で引継ぎを行うため、スムーズな引継ぎができています。

【評価（総括）：◎（事業内容どおり達成）】

・発達障害者支援地域協議会では発達障害者への支援体制について協議したことにより、地域の体制整備が図られました。

・はますくノートは保護者の活用しやすい媒体となるよう見直しを実施し、利用率の向上を図りました。効果的な活用ができるよう関係機関へ周知していく必要があります。

・かけはしシート引継ぎ対象児は年々増加しており、直接、発達支援事業所が学校に出向いて引継ぎを行うことにより、効果的に情報の引継ぎを行うことができ、連携を図ることができました。

２　第６期浜松市障がい福祉実施計画の進捗状況報告について（総括）

１　令和５年度の目標値に対する実績

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

考え方

- 本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への意向を推進します。
- 令和 5（2023）年度末までに、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を 45 人（累計）と見込みます。

実　績

施設入所者の地域生活への移行の実績と目標

（単位：人）

項目	第 5 期計画			第 6 期計画					達成率
	実績			実績			R3-R5 累計		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	実績	目標	
地域移行者数	15	8	14	22	27	30	79	45	175.6%
施設入所者数	642	652	660	665	664	670	－	639	（※1）95.4%

（※1）施設入所者数達成率＝目標値÷R5 実績値

コメント

- 令和 5 年度の地域移行者数は 30 人で、うちグループホームへの移行者は 2 人、自宅への移行者は 18 人でした。
- 令和 3 年度から令和 5 年度までの地域移行者数の累計は 79 人であり、第 6 期計画の目標値 45 人を上回る結果となりました。近年では、入所者が高齢化したことに伴い介護保険施設へ移るケースも見受けられます。
- 障害者支援施設に対するニーズは高く、多くの待機者数がいることから、施設入所者数の削減には至っていません。
- 障がい者の重度化・高齢化に対応することができる日中サービス支援型のグループホームの整備が進んできているほか、施設入所者等が地域での自立生活を体験できる場を設ける等地域生活への移行を推進できるよう取組みを行っていきます。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

考え方

- **精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりを進めます。**
- **当事者を始め、地域の保健・医療・福祉関係者による「浜松市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会」で課題を共有し、解決のための方策を話し合います。**

実　績

- 地域の保健・医療・福祉関係者の協議の場として、「浜松市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会」において、年 2 回の代表者会議、月 1 回の企画会議を開催しました。
- 地域課題に応じたワーキンググループ（事例検討、ピア、実態調査、住まい方、アウトリーチ）を開催し、精神障がいのある人の地域生活支援の仕組みづくりや関係機関との相互理解・連携強化のために、必要な調査や交流会などを行いました。
- また、保健・医療・福祉などの関係機関職員が参加する研修会を開催し、関係機関の日常的な連携づくりを行いました。

コメント

- 令和 2 年度に設置した「浜松市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会」では、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保健の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制を構築してきました。
- 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）により、精神障害者の権利擁護の更なる推進や地域における相談支援体制の拡充などが求められています。
- 今後も、当事者、家族、保健、医療、福祉、教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

考え方

- **障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。**
- **緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制の整備、家族状況や本人の将来を見据えた適切な生活の場への移行支援、地域の様々な社会資源による連携体制の構築等や専門的人材の育成を行います。**
- **地域生活支援拠点事業の内容について、自立支援協議会で検証・検討します。**

実　績

- 障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できる体制を整備するため、相談、緊急時対応、人材育成、体験の機会の場の提供及び地域の体制づくりの 5 つの機能を有する地域生活支援拠点等の整備について、基幹相談支援センターへ委託し実施してきました。
- 緊急時対応事業ネットワーク会議を開催し、障がい者に対する緊急時対応や地域生活を送る上での支援体制の整備に関し、関連する事業所のネットワーク構築を図りました。
- 令和 3 年度に、ひとり暮らしによる地域での生活を希望する障がい者に対し、ひとり暮らしに向けた宿泊体験の場を提供する「浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業」を創設し、令和 3 年度から令和 5 年度までにかけて 12 回の利用がありました。
- 地域生活支援拠点等検証委員会を令和 3 年度に設置し、地域生活支援拠点等整備事業の内容の検証を定期的に行う体制としました。

コメント

- 地域生活支援拠点等の整備にあたり、拠点コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。
- 地域生活支援拠点等検証委員会では、事業の認知度の不足や身近なエリアでの体制整備が望ましいとの意見がありました。
- 今後は市全体を見据えた取組に加え、各障がい者相談支援センターによるエリア毎の取組により、地域のニーズに合わせた支援体制の充実を図ってまいります。

（４）福祉施設から一般就労への移行

考え方

- 自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。
- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 5（2023）年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人の数を 219 人と見込みます。
- 一般就労への移行後の就労定着を図るため、就労定着支援事業の利用を促進します。

実　績

就労支援施設等から一般就労への移行の実績と目標（単年度）

（単位：人）

項目	第 5 期計画			第 6 期計画				達成率
	実績			実績			目標	実績/目標
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5	
一般就労への移行者数（単年度実績）	150	140	140	176	179	241	219	110.0%

コメント

- 就労移行支援事業 178 人、就労継続支援事業（A型）43 人、就労継続支援事業（B型）19 人、生活介護事業 1 人、計 241 人が通所福祉施設から一般就労へ移行しました。
- 新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことに伴い、企業の採用増加及び職場実習の機会が増加したことから、一般就労への移行数が増加したと考えられます。
- 就労継続支援事業（B型）では、収入を増やすよりも安心した場所で自分のペースで働くことを希望する利用者が多いと想定され、一般就労への移行者が少ないことが課題です。
- 福祉施設利用者の就労能力や適性等と、企業の求人内容や求めるスキル等との間のミスマッチの解消が課題であると考えられます。
- 障がい者の法定雇用率が令和 6 年 4 月以降段階的に引き上げられます。また、障がいのある人を雇用しなければならない対象事業主の範囲も拡大されます。その他、障害者雇用における算定方法の変更や障害者雇用のための事業主支援強化などにより、企業の雇用意欲は引き続き強まるものと推測されることから、今後の雇用が促進されるよう就労支援機関との連携を図り、就労支援施設等から一般就労への移行促進を図ってまいります。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

考え方

- 障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。
- 各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが必要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、体制を整備していきます。

実　績

（単位：事業所）

項目	実績			目標
	R3	R4	R5	
児童発達支援センター数	5	5	6	1か所以上
保育所等訪問支援事業所数	10	16	18	必要数
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	2	3	3	必要数
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	5	5	8	必要数

- 医療的ケア児等支援協議会において、災害時支援の課題があがったことを受けて、令和 4 年度から、医療的ケア児等災害ワーキングを立ち上げ、災害時の対応について検討を行いました。令和 5 年度は医療的ケアに関する情報提供書兼同意書と医療的ケア児等災害時個別支援計画の書式の見直しを行うとともに、情報伝達訓練を行いました。また、医療的ケア児者とその家族との意見交換会も開催し、意見を伺うことで現状把握に努めました。
- 令和 3 年度より配置している医療的ケア児等コーディネーターとの連携により、医療的ケア児等の地域支援体制の整備を図りました。

コメント

- 重症心身障がい児や医療的ケア児の受け入れが可能な児童発達支援や放課後等デイサービスへのニーズは高いため、事業者に対し定員の拡充や新規開設の働きかけをしていきます。
- なお、新規開設を希望する事業者に対しては、指定基準等を十分に理解したうえで事業を実施するよう指定申請時に指導を行い、サービスの質を確保するように努めます。
- 医療的ケア児等の災害時の対応について、必要な資機材の備蓄の呼びかけや電源の確保手段、適切な避難のあり方を始め、様々な課題を抱えております。
- 医療的ケア児等支援協議会において、課題の対応策について検討を行うとともに、障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるよう、令和 6 年度から「浜松市医療的ケア児等相談支援センター」を設置し、センターと共に支援体制の整備を図ってまいります。

（６）相談支援体制の充実・強化等

考え方

- 地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターが、総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化の役割を担います。
- 自立支援協議会において、基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

実　績

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実績と目標

（単位：件）

項目	第６期計画				達成率 実績/目標
	実績			目標	
	R3	R4	R5	R5	
専門的な指導・助言件数	633	531	393	800	49.1%
相談支援事業者人材育成件数	87	76	61	25	244.0%
地域相談との連携強化の取組回数	222	257	212	200	106.0%

コメント

- 社会情勢や地域情勢等の変化により、ニーズが多様化・複雑化しています。
- 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化を継続して実施していきます。
- また、基幹相談支援センターを中核とした障害者相談支援事業所の有機的連携のもと、より効果的・積極的な相談支援体制の強化を図っていきます。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築

考え方

- 障害福祉サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。
- 障害福祉サービス等に係る研修に市担当職員が参加し、障害福祉サービスの理解を深めます。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による請求に関する審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有することで、課題解決等についての情報交換を行う体制を構築します。
- 障害福祉サービス等事業所に対する指導監査を適正に実施し、その結果を自治体と共有し、課題や解決等の情報交換を行うことでサービスの質の向上を目指します。

実　績

- 厚生労働省が実施する自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とした障害福祉関係指導監督従事職員向け研修に参加しました。
- また、請求審査に関する他市町村との意見交換会や静岡県、静岡市と障害福祉事業者指導連絡会を開催し、指導監査結果の共有などにより指導監査の質の向上等に努めました。

コメント

- 令和 6 年度障害福祉サービス等の報酬改定について、事業者が改定事項に適切に対応できているか、運営指導等により確認する必要があります。
- 今後も引き続き、障害福祉サービス等の質の向上のため、国等が実施する研修や講座への参加や関係自治体との情報共有などの取組みを実施します。

2 サービスの見込量に対する実績

（１）障害福祉サービス

実　績

利用者数の実績

（単位：件（3 月実績））

項目		第 5 期計画			第 6 期計画				実績率
		実績			実績			目標	実績/計画
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5	
訪問系サービス		914	909	985	1,051	1,134	1,194	1,172	101.9%
	居宅介護	769	758	812	875	938	1,008	936	107.7%
	重度訪問介護	21	33	39	44	49	45	109	41.3%
	行動援護	8	10	12	13	17	15	14	107.1%
	同行援護	116	108	122	119	130	126	113	111.5%
日中活動系サービス		4,350	4,501	4,596	4,665	4,915	5,196	5,213	99.7%
	生活介護	1,507	1,539	1,572	1,613	1,648	1,709	1,727	99.0%
	自立訓練（機能訓練）	16	31	39	37	36	27	67	40.3%
	自立訓練（生活訓練）	104	93	88	77	94	88	93	94.6%
	就労移行支援	246	295	302	321	327	328	395	83.0%
	就労継続支援（A 型）	532	538	573	612	687	727	589	123.4%
	就労継続支援（B 型）	1,253	1,316	1,359	1,384	1,401	1,500	1,446	103.7%
	就労定着支援	70	103	117	139	153	197	200	98.5%
	療養介護	89	97	101	107	107	112	142	78.9%
	短期入所	533	489	445	375	462	508	554	91.7%
居住系サービス		1,065	1,134	1,193	1,286	1,413	1,533	1,464	104.7%
	自立生活援助	18	12	3	1	1	1	27	3.7%
	グループホーム	378	443	504	592	706	828	735	112.7%
	宿泊型自立訓練	27	27	24	28	31	25	63	39.7%
	施設入所支援	642	652	662	665	675	679	639	106.3%
相談系サービス		4,970	5,116	5,501	5,827	6,102	6,368	6,102	104.4%
	計画相談支援	4,872	5,008	5,383	5,708	5,999	6,280	5,922	106.0%
	地域移行支援	12	11	12	7	4	4	21	19.0%
	地域定着支援	86	97	106	112	99	97	159	61.0%

コメント

- 第 6 期における実績としては、障害福祉サービス利用者は増加傾向にあり、全般的には計画の目標値を上回る結果となりました。
- その中で、訪問系サービスでは全体的に増加傾向であり、第 6 期においては特に居宅介護の利用者数が大きく伸びています。
- また、日中活動系サービスにおいては、主に就労支援系のサービスの利用者が伸びており、特に就労継続支援（A型）の利用者数が急増傾向にあります。
- 居住系サービスでは、平成 30 年度の報酬改定において創設された日中サービス支援型グループホームの事業所数は継続して増加しており、利用者数も大きく伸びる結果となっています。
- 一方で、自立生活援助の事業所数は増えていません。
- なお、相談系サービスにおける計画相談支援については、利用者数が増加傾向にあり、目標値を上回る結果となっています。なお、サービス等利用計画の作成率はほぼ 100%を維持しています。

（２）地域生活支援事業

実　績

項目		第５期計画			第６期計画				実績率
		実績			実績			目標	実績
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5	／計画
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	100%
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	100%
相談支援事業	相談件数	30,155	29,489	32,955	39,664	38,021	39,686	31,693	125.2%
基幹相談支援センター	設置数	1	1	1	1	1	1	1	100%
成年後見制度利用支援事業	件数	50	74	81	86	95	101	122	82.8%
市長申立件数	申立件数	3	9	7	6	4	10	17	58.8%
報酬費助成件数	助成件数	47	65	74	80	91	91	105	86.7%
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有	有	100%
意思疎通支援事業	派遣件数	1,262	1,365	929	1,057	1,099	1,269	1,380	92.0%
手話通訳者派遣事業	派遣件数	1,195	1,278	893	1,025	1,052	1,204	1,300	92.6%
要約筆記者派遣事業	派遣件数	67	87	36	32	47	65	80	81.3%
日常生活用具給付事業	給付件数	16,353	16,702	16,723	16,769	16,861	16,419	18,506	88.7%
介護・訓練支援用具	給付件数	54	48	47	40	45	35	76	46.0%
自立生活支援用具	給付件数	90	83	76	75	78	91	101	90.1%
在宅療養等支援用具	給付件数	124	107	159	140	93	84	145	57.9%
情報・意思疎通支援用具	給付件数	330	659	540	691	702	698	962	72.6%
排せつ管理支援用具	給付件数	15,736	15,792	15,890	15,800	15,924	15,496	17,203	90.1%
居宅生活動作補助用具	給付件数	19	13	11	23	19	15	19	78.9%
奉仕員養成研修事業	修了者数	62	48	9	9	48	73	70	104.3%
手話	修了者数	55	41	0	1	45	70	60	116.7%
要約筆記	修了者数	7	7	9	8	3	3	10	30.0%
移動支援事業	利用者数	335	349	329	335	353	390	460	84.8%
地域活動支援センター	設置数	7	7	6	6	6	6	7	85.7%
	利用者数	23,425	20,186	12,756	14,165	14,299	15,061	17,000	88.6%
発達障害者支援ｾﾝﾀｰ運営事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	100%
障害児療育支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	100%

項目			第5期計画			第6期計画				実績率
			実績			実績			目標	実績
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5	／計画
意思疎通支援者の養成研修										
	手話・要約	修了者数	20	23	21	19	21	23	29	79.3%
	盲ろう	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	100%
	失語症	修了者数	－	16	中止	2	2	11	7	157.1%
意思疎通支援者の派遣事業										
	手話・要約	利用件数	26	30	4	4	8	12	28	42.9%
	盲ろう	利用者数	930	865	458	529	365	401	896	44.8%
発達障害者支援地域協議会		開催数	2	2	2	2	2	2	2	100%
日中一時支援事業		利用者数	620	591	522	528	539	628	579	108.5%
ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ教室開催等事業		実施回数	1	1	0	0	0	1	1	100%
芸術・文化講座開催等事業		実施回数	2	3	1	0	2	1	3	33.3%
点字・声の広報等発行事業		利用者数	150	149	129	190	190	190	140	135.7%

コメント

- 相談支援事業について、相談体制を見直し、令和2年度に、市内を5つの圏域に分け各圏域に1つの障がい者相談支援センターを設置しました。障がい者相談支援センターを区役所内等の市民が来所しやすい場所に設置したことや、訪問相談を積極的に実施したことから、相談件数が増加しています。
- なお、令和6年度からは市内を7つの圏域に分け、圏域内の障がいのある人が安心した地域生活を継続できるよう支援体制の整備を図ってまいります。
- また新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、意思疎通支援事業における手話通訳者や要約筆記者の派遣は利用が増加したと考えられます。依頼のあった人へは適切な派遣ができており、聴覚に障がいのある人の社会生活支援や社会参加を図ることができました。

3　第２期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況報告について（総括）

1 サービスの見込量に対する実績

（１）児童福祉法に規定するサービス

実　　績

利用者数の実績

（単位：件（3 月実績））

項目	第 1 期計画			第 2 期計画				実績率 実績/計画
	実績			実績			計画	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5	
障害児通所支援	3,459	3,654	3,936	4,166	4,494	4,844	4,897	98.9%
児童発達支援	1,036	1,099	1,256	1,332	1,460	1,600	1,365	117.2%
放課後等デイサービス	1,665	1,783	1,909	1,993	2,069	2,180	2,652	82.2%
保育所等訪問支援事業	755	770	769	839	962	1,062	874	121.5%
居宅訪問型児童発達支援	3	2	2	2	3	2	6	33.3%
障害児入所支援	79	71	60	63	62	61	72	84.7%
福祉型	46	47	40	40	46	38	46	82.6%
医療型	33	24	20	23	16	23	26	88.5%
障害児相談支援	3,277	3,580	4,218	4,317	4,776	5,137	5,055	101.6%
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	無	無	無	有	有	有	有	100%

コメント

- 全体的に利用者数は増加傾向にあり、おおむね計画と同様の実績となりました。今後も利用者数は増加していくことが予測されます。
- 特に、児童発達支援の伸びが顕著であり、早期療育等のニーズが高まっていることがうかがえます。
- また、保育所等訪問支援事業の利用者も大きく増加しており、障害児通所施設と保育所等の連携による児童にとってより適切な環境整備が期待されます。

障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況（障害者差別解消支援地域協議会）

〇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（平 25 法律 65）

障がいのある人もない人も、すべての人がお互いの人格や個性を尊重しながらともに生活できる社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消を目指す。

【参考】障害者差別解消法の一部改正について

障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。（公布：令和３年６月４日、施行：令和６年４月１日）

〇障害者差別解消支援地域協議会（障害者差別解消法第 17 条第１項）

地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして設置。

１　差別解消に向けた啓発及び研修

(1) 障がいを理由とした不当な差別解消に向けた啓発活動

・啓発用リーフレットの作成・配布
・出前講座等による周知啓発

(2) 市職員に対する研修

・新規採用職員に対する研修（R6.1.25　参加者 125 人）
・窓口対応職員に対する研修（R6.1.19　参加者 16 人）

２　相談状況

(1) 相談件数

（単位：件）

区分	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	その他	計
地方公共団体による	0	0	2	2
民間企業による	0	2	2	4
その他	0	0	0	0
計	0	2	4	6

(2) 相談内容と対応

ア　相談者：本人（聴覚障がい、知的障がい）、相談分野：理解促進

【相談内容】 薬局に行った際、聴覚障がいであることを訴えているにも関わらず、店員は口頭で話し続けた。
【対　　応】 薬局に対し、筆談等による対応のほか、指差しシートを活用した接客の検討について提案。

イ　相談者：本人（聴覚障がい）、相談分野：雇用・就労

【相談内容】 医療機関に勤務。雇用時に障がいがある旨を伝えたが、きつい言葉をかけられる。
【対　　応】 医療機関に対し、相談内容と本人の希望等を伝えるとともに、合理的配慮について説明。

ウ　相談者：本人（その他）、相談分野：雇用・就労

【相談内容】 勤務先の上司からパワハラを受け、合理的配慮がなされていない。
【対　　応】 相談内容を整理し、パワハラに関することは労働基準監督署又はハローワークへ相談するよう助言するとともに、勤務先に対し本人の訴えを伝え、状況を聞き取り、合理的配慮について説明。

エ　相談者：その他（聴覚障がい、言語障がい）、相談分野：理解促進

【相談内容】 医療機関のホームページにおいてＦＡＸによる相談が可能とされていたため、ＦＡＸで相談したところ、妹経由でやりとりがなされ不快な思いをした。
【対　　応】 医療機関から状況を聞き取り。相談者からの要望（電子メールや問合せフォームなど、ＦＡＸ以外の方法についても検討）について伝える。

オ　相談者：本人（精神障がい）、相談分野：生活環境

【相談内容】 市有地から自生している竹の管理について、市と話をしているが、担当者からのプレッシャーを感じる。
【対　　応】 所管課へ相談内容を伝えるとともに、合理的配慮について説明。今後の対応において配慮するよう伝える。

カ　相談者：本人（発達障がい)、相談分野：理解促進

【相談内容】 　こどものことについて市とやりとりをしているが、障がい特性から口頭では話が長くなってしまうため、メモや文書でのやり取りを希望したが、検討していると言われただけで改善されない。
【対　　応】 　所管課へ相談内容を伝えるとともに、合理的配慮について説明。今後の対応において配慮するよう伝える。

(3) 相談者、相談方法等の推移

相談者	R4 (A)	R5 (B)	増減 (B-A)
本人	5	5	0
家族	1	0	△ 1
福祉事業所	0	0	0
福祉団体	0	0	0
企業	0	0	0
行政	0	0	0
その他	3	1	△ 2
合計	9	6	△ 3

相談方法	R4 (A)	R5 (B)	増減 (B-A)
来庁	1	4	3
電話	7	2	△ 5
ＦＡＸ	0	0	0
メール	1	0	△ 1
手紙・書面	0	0	0
市長へのご意見箱	0	0	0
その他	0	0	0
合計	9	6	△ 3

障害種別	R4 (A)	R5 (B)	増減 (B-A)
視覚障がい	0	0	0
聴覚障がい	1	3	2
言語障がい	0	0	0
肢体不自由	0	0	0
内部障がい	0	0	0
知的障がい	2	0	△ 2
精神障がい	4	1	△ 3
発達障がい	0	1	1
高次脳機能障がい	0	0	0
難病	0	0	0
その他	0	1	1
不明	2	0	△ 2
合計	9	6	△ 3

性別	R4 (A)	R5 (B)	増減 (B-A)
男	3	2	△ 1
女	5	4	△ 1
不明	1	0	△ 1
合計	9	6	△ 3

差別の主体	R4 (A)	R5 (B)	増減 (B-A)
地方公共団体による	1	2	1
民間企業による	2	4	2
その他	6	0	△ 6
合計	9	6	△ 3

差別の種類	R4 (A)	R5 (B)	増減 (B-A)
合理的配慮の不提供	2	2	0
不当な差別的取扱い	0	0	0
その他	7	4	△ 3
合計	9	6	△ 3

相談分野	R4 (A)	R5 (B)	増減 (B-A)
福祉サービス	0	0	0
医療	0	1	1
商品販売及びサービス	0	1	1
労働及び雇用	0	2	2
教育	1	0	△ 1
建築物の利用	0	0	0
公共交通機関の利用	1	0	△ 1
不動産取引	0	0	0
情報の提供	0	0	0
意思表示の受領	0	0	0
行政	1	2	1
他機関からの相談	0	0	0
その他	6	0	△ 6
合計	9	6	△ 3

対応	R4 (A)	R5 (B)	増減 (B-A)
傾聴	1	0	△ 1
情報提供・助言	7	6	△ 1
他機関への取次・斡旋	0	0	0
その他	1	0	△ 1
合計	9	6	△ 3

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要
（令和3年法律第56号）

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）附則第７条においては、施行（平成28年４月）後３年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和２年６月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

１．国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

２．事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

３．障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

（１） 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。

（２） 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。

（３） 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日　令和6年4月1日

公布の日（令和３年６月４日）から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮**（**合理的配慮**）を行うことを求めている。

（※障害者差別解消法（改正法施行前）では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。）

段差がある場合に、スロープなどで補助する

意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年２月24日閣議決定）に基づき作成

令和6年4月作成

浜松市重度障害者等就労支援特別事業

障がいのある人の雇用を促進するため、雇用施策と福祉施策が連携し、重度障がいのある人の通勤や職場等における支援を実施します。

対象者

浜松市に居住している人で、次のすべてに該当する人です

①重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定をうけている人
②民間企業で雇用されている人（※1）、または自営業者等の人（※2）で、通勤や職場における支援が必要な人
③一週間の所定労働時間が10時間以上の人、または該当年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できた人

※1　就労継続支援A型事業所の利用者は除きます
※2　民間企業で雇用されている者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等をされる者その他これらに準ずる者以外の者で、所得税法第229条に規定する個人事業の開業の届出を所轄の税務署長に提出した者又は法人の代表者等

支援内容

民間企業に雇用されている人と、自営業者等の人で内容が異なります

民間企業に雇用されている人は、事業主である企業が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)の助成金を活用して通勤や職場における支援を実施します。

支援内容	JEEDの雇用助成金	本事業
通勤支援	利用開始後3か月目まで	利用開始後4か月目から
職場等における業務介助	PC等の準備や調整、代読・代筆、書類等の整理、業務上の移動や外出の付き添い　等	
職場等における業務外の福祉的支援	×（支援対象外）	喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等

自営業者等の人はJEEDの助成金の対象とならないため、本事業単独で支援を行います。

支援内容	JEEDの雇用助成金	本事業
通勤支援	助成金の対象外	○
職場等における業務介助		○
職場等における業務外の福祉的支援		○

利用時間

職場等における支援：１日８時間、かつ１週間に４０時間
通勤支援：通勤に要した時間

※支援計画書の内容を基に決定された時間となります。

申請から利用までの流れ

相談：福祉事業所社会福祉課までご相談ください。事業の内容や必要書類等について説明します。
民間企業に雇用されている方は、雇用先企業に雇用助成金の活用についてご相談ください。

↓

支援計画書の作成：作成にあたり、指定特定相談支援事業所の協力を得ることができます。
民間企業に雇用されている方は、雇用先企業を通して支援計画書をJEEDに提出してください。

↓

申請：申請書類一式を、福祉事業所社会福祉課に提出してください。
・浜松市重度障害者等就労支援特別事業利用申請書
・重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し
・支援計画書（民間企業に雇用されている方は、雇用先企業及びJEEDが確認済のもの）
・雇用されていることを証する書類の写し又は自営業者であることを証する書類の写し

↓

決定・利用開始：決定通知書を申請者宛てに送付します。申請者は事業所と利用契約を行い、利用を開始します。勤務内容等が変更した場合などは、福祉事業所社会福祉課で変更手続きを行ってください。

サービス提供事業者	サービス提供（ヘルパーの派遣）を行う事業者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行っている指定障害福祉サービス事業所を行う事業者となります。

利用者負担	本事業の利用に要した費用の１割です。 また、利用者負担額の上限額は、既存の重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定時において認定されている額と同額が、これとは別に本事業として設定されます。

対象	利用者負担上限額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（所得税16万円未満）	9,300円
市民税課税世帯（所得税16万円以上）	37,200円

問い合わせ先	
本事業の申請手続きに関すること	浜松市役所　障害保健福祉課　地域生活支援グループ 住所：浜松市中央区元城町103-2 電話：053-457-2864　　FAX：053-457-2630
JEEDの雇用助成金に関すること	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）静岡支部 住所：静岡市駿河区登呂3-1-35　静岡職業能力開発促進センター内 TEL：054-280-3622　　FAX：054-280-3623

浜松市重度訪問介護利用者大学修学支援事業

令和６年４月版

この事業は、重度の障がいがある人が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供し、大学修学をサポートするものです。

１　対象者

浜松市内に在住、又は浜松市外に在住する人で浜松市の障害福祉サービスの支給決定を受けている方で、下記のア～ウのすべてに該当する人です。

ア	重度訪問介護の対象者
イ	入学後に停学その他の処分を受けていない人
ウ	学修の意欲があり、適切に単位を修得している人（病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除く。）

２　大学等の範囲

この事業の対象となる大学等は、学校教育法に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）です。

また、本事業は、大学等が利用対象者に対する修学に係る支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、修学先の大学等については以下のア及びイの要件を満たすこととします。

ア	障がいのある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会（※１）及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口（※２）が設置されていること。 ※１　障害学生委員会、バリアフリー委員会、支援担当者会議など名称は問わない。また、学生支援委員会など他の専門委員会で障害学生支援について取扱う場合も含む。 ※２　障害学生支援室、障害学生支援センター、バリアフリー支援室など名称は問わない。また、障害学生支援に関する専門部署ではないが、学生課や保健室等において障害学生支援業務を担当している場合も含む。
イ	大学等において、常時介護を要するような重度の障がいのある者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。 ※ 本事業を初めて利用する対象者の場合、大学等が計画を立てる予定があることをもって足りるものとする。

３　支援の内容

利用対象者が、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等の提供です。

この事業は、大学等における修学に係る支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援は対象となりません。なお、修学に関わらない活動への支援は、重度訪問介護の対象となる可能性があります。

４　実施事業者

この事業の実施事業者は、利用対象者が支給申請において指定し、下記の要件を満たし、市長が適当と認めた事業者とします。

ア	重度訪問介護を実施する指定障害福祉サービス事業者
イ	利用者に居宅介護又は重度訪問介護を提供した実績がある等、利用者の身体状況及び適切な支援方法等について熟知していること。
ウ	大学等に利用者の身体状況及び適切な支援方法等について情報提供を行うとともに、当該大学等における支援体制の構築への協力が可能であること。

５　利用の流れ

(1)	利用調整	事業者及び大学等との調整
(2)	支給申請	浜松市重度障害者大学修学支援費支給申請書の作成・市へ提出 （添付書類） ・浜松市重度障害者大学修学支援費支給事業利用計画書 ・大学等に在籍し、又は在籍することが決定していることを証する書類 ・利用者が属する世帯の課税状況等を証する書類 （課税状況確認ができない場合） ・浜松市重度障害者大学修学支援費支給事業承諾書 ・大学が作成した障害のある学生の支援について協議･検討や意思決定等を行う委員会等の運営規定及び大学の支援体制の構築の進捗状況が分かる書類
(5)	支給決定 事業利用	浜松市重度障害者大学修学支援費支給決定（変更）通知書兼受給者証（不支給決定通知書）の交付を受け、事業者と利用にかかる契約を締結し利用

６　サービス提供費用

（１）利用にかかるサービス費用

サービス提供時間が年間500時間以上の者	30分あたり1,135円
サービス提供時間が年間500時間未満の者	30分あたり1,960円（上限1,135千円）

（２）利用にかかる利用者負担

原則１割負担（ただし、利用者が属する世帯の住民税課税状況に応じ、負担上限額の設定有）

区分	対象	負担上限額
利用者負担免除	住民税非課税世帯　　生活保護受給世帯	0円
一般１	住民税課税世帯　　所得割額16万円未満	9,300円
一般２	住民税課税世帯　　所得割額16万円以上	37,200円